

令和6年（行ウ）第3号 地位確認等請求事件

原告 佐藤 万奈 外1名

被告 国

証拠説明書（A号証）（2）

（甲A43号証）

令和6年10月11日

札幌地方裁判所民事第5部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 寺 原 真 希 子
ほか

証拠番号	標 目 原本・写しの別	作 成 者 作 成 日	立 証 趣 旨 (備考)
甲A43	憲法上の権利の制限と内容形成一夫婦同氏制を例に一	小山剛 2024年	<ul style="list-style-type: none">・（訴状〔30頁〕関係）氏名は、自らによっても他者によっても繰り返し用いられることで自己同一性を確認するための最も重要な結節点の一つであり、人格権のうち、アイデンティティを構成する要素として憲法上保護されるものであること、そのような段階において氏の変更を強いることは、憲法上の権利に対する制約と捉えられるべきこと（18頁）。・（訴状〔41頁〕関係）一定の閾値を超えた実質的負担は憲法上の正当化を要する制約となるところ、国民の中にはなお法律婚を尊重する意識が幅広く浸透しており、また氏の人格権的性格は時代の変化によって強まっていることはあっても希薄化していることはなく、婚姻を断念し又は氏を変更しても閾値を超えた負担は生じないとはいえないこと（19頁）。

以上